

(証券コード5956)
平成26年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目4番9号

トソー株式会社

取締役社長 大槻保人

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月25日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成26年6月26日(木曜日)午前10時
(受付開始: 9時) |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー22階「サファイア22」 |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第74期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第74期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.toso.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府主導による経済対策や日銀の金融緩和政策等の効果もあり、緩やかな回復基調で推移しました。また、2020年夏季オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定したこと等、明るい材料も見られ、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されています。

当社グループの業績に大きく影響する新設住宅着工戸数についても、住宅ローン減税の拡充や復興需要の下支え等により増加傾向が続くなか、住宅価格および金利の先高感や消費増税前の駆け込み需要なども加わり、前年を大きく上回る水準にて推移しました。しかしながら、中国ならびに新興国の経済動向や消費増税に伴う反動減懸念など、取り巻く環境は依然として不透明な状況が続いています。

このような環境の下で、当社グループは競争力強化に向けた新製品の投入や、展示会等を活用した積極的な営業活動を展開した結果、当連結会計年度の売上高は23,925百万円（前期比7.0%増加）となりました。利益につきましては、営業利益が1,032百万円（前期比17.2%増加）、経常利益が1,010百万円（前期比17.2%増加）となったものの、希望退職者募集に伴う費用および不良債権発生による貸倒引当金繰入額を特別損失に計上したことにより、当期純利益が199百万円（前期比51.4%減少）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

（室内装飾関連事業）

室内装飾関連事業の売上高は23,601百万円（前期比7.3%増加）、セグメント利益は1,034百万円（前期比17.6%増加）となりました。

売上高は、新製品の早期浸透を目指した展示会開催や積極的な新規開拓活動を推進したことなどにより前期を上回りました。主力のカーテンレールでは近時のインテリアトレンドを取り入れたデザイン性の高い装飾性カーテンレール「フィットアーキ」を発売しました。また、ブラインド類ではビンテージ感とナチュラルさを兼ね備えた木製ブラインド「ベネウッドアイデア」を発売したほか、遮熱・断熱効果の高い省エネ需要に対応した新製品の投入も継続的に行いました。

中長期で注力している海外市場への販売においては、欧州経済の低迷や中国を中心とする新興国の経済成長減速なども影響して、獲得物件が減少したことにより低調に推移しました。

セグメント利益は、為替の影響による売上原価の上昇や配送費の増加、また、貸倒実績率の変動による貸倒引当金繰入額の増加などがあったものの、売上高の増加により増益となりました。

(その他の事業)

その他の事業の売上高は323百万円（前期比8.3%減少）、セグメント損益は1百万円の損失（前期は1百万円の利益）となりました。

売上高は、ステッキを中心とした介護関連用品の販売活動を強化したものの、新製品の浸透が遅れたことなどが影響して前期を下回りました。

損益につきましては、売上高の減少に加え、為替の影響による原価率の上昇や、販売関連費用の増加などもあり損失となりました。

なお、企業集団における事業の種類別の売上高の概況は次のとおりであります。

事業の種類	売上高	構成比	前期比
室内装飾関連事業	23,601 ^{百万円}	98.6%	107.3%
その他の事業	323	1.4	91.7
計	23,925	100.0	107.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、工場生産設備、管理業務設備等に総額585百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、政府の各種景気対策などの効果により引き続き回復基調が続くことが期待されますが、消費増税に伴う反動減や原材料およびエネルギーコストの上昇懸念など、経営環境は予断を許さない状況が続くと予想されます。

このような環境の下、当社グループといたしましては、新製品開発力や市場への対応力の強化に取り組んでまいります。中長期の展望では引き続き海外売上高構成率の向上を目指すほか、オフィスや宿泊施設等の物件の獲得やリフォーム需要の取り込みも積極的に推進してまいります。さらに収益力の向上に向けて原価低減、総費用低減の徹底を図り、競争力強化を図ってまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成22年度 第71期	平成23年度 第72期	平成24年度 第73期	平成25年度 第74期(当連結会計年度)
売 上 高	20,832,206千円	21,369,797千円	22,355,952千円	23,925,052千円
営 業 利 益	975,001千円	778,848千円	881,209千円	1,032,739千円
経 常 利 益	953,339千円	734,426千円	861,827千円	1,010,446千円
当 期 純 利 益	829,759千円	282,647千円	410,144千円	199,297千円
1株当たり当期 純 利 益	75円87銭	26円85銭	39円42銭	19円10銭
総 資 産	18,597,972千円	18,804,170千円	20,140,623千円	20,611,036千円
純 資 産	8,845,673千円	9,109,520千円	9,735,934千円	10,286,448千円
1株当たり 純 資 産 額	843円05銭	872円86銭	933円09銭	975円99銭

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては前記(1)「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成22年度 第71期	平成23年度 第72期	平成24年度 第73期	平成25年度 第74期(当期)
売 上 高	19,044,234千円	20,736,533千円	21,549,088千円	22,647,703千円
営 業 利 益	855,806千円	720,624千円	839,373千円	905,666千円
経 常 利 益	790,370千円	683,159千円	821,127千円	881,625千円
当 期 純 利 益	731,491千円	934,273千円	446,524千円	115,662千円
1株当たり当期 純 利 益	66円89銭	88円75銭	42円92銭	11円08銭
総 資 産	17,544,435千円	18,556,009千円	19,695,035千円	19,821,460千円
純 資 産	7,967,065千円	8,891,221千円	9,546,439千円	9,678,581千円
1株当たり 純 資 産 額	761円76銭	854円64銭	917円63銭	921円29銭

- (注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
サイレントグリス株式会社	70,000千円	90.00%	スイス・サイレントグリス社製品の輸入およびカーテンレール製品・ブラインド等製品の販売
トソーサービス株式会社	50,000千円	100.00%	室内外装飾品、収納品の販売・取付施工他
P.T. トソー・インダストリー・インドネシア	2,800千米ドル	97.14%	カーテンレール製品・付属部品、ブラインド等製品の製造販売
東装窓飾（上海）有限公司	1,140千米ドル	100.00%	カーテンレール製品・ブラインド等製品の製造販売
トソーヨーロッパS. A. S.	1,500千ユーロ	99.00%	カーテンレール製品・ブラインド等製品の販売
フジホーム株式会社	35,000千円	100.00%	介護用品等の仕入販売
トソー流通サービス株式会社	50,000千円	100.00%	倉庫業、荷造梱包業、貨物運送取扱事業
トソー商事株式会社	10,000千円	100.00%	損害保険等の代理店業務

(7) 主要な事業内容

当社グループは、室内装飾関連製品の製造販売およびそれらの設計施工を主な内容とし、事業展開しております。

なお、当社はカーテンレール類、ブラインド類、間仕切類等を製造・販売するとともに、建設業の許可（内装仕上工事業：国土交通大臣許可（般-23）第16989号）を受けて、取付施工を行っております。

当社グループの事業の種類別セグメントの内容は、以下のとおりであります。

事業の種類	事業の内容
室内装飾関連事業	カーテンレール、インテリアブラインド、ロールスクリーン、ローマンシェード、アコーディオン式間仕切等の室内装飾関連製品の製造仕入販売
その他の事業	介護用品等の仕入販売、物流業務の受託、損害保険等の保険代理業

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名 称	所 在 地
本 店	東京都中央区新川一丁目4番9号
支 店	札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、さいたま支店（埼玉県）、 東京支店（東京都）、横浜支店（神奈川県）、名古屋支店（愛知県）、 大阪支店（大阪府）、広島支店（広島県）、福岡支店（福岡県）
営 業 所	盛岡営業所（岩手県）、新潟営業所（新潟県）、宇都宮営業所（栃木県）、 長野営業所（長野県）、東京西営業所（東京都）、つくば営業所（茨城県）、 千葉営業所（千葉県）、多摩営業所（東京都）、静岡営業所（静岡県）、 金沢営業所（石川県）、京都営業所（京都府）、神戸営業所（兵庫県）、 岡山営業所（岡山県）、高松営業所（香川県）、鹿児島営業所（鹿児島県）
出 張 所	釧路出張所（北海道）、秋田出張所（秋田県）、郡山出張所（福島県）、 高崎出張所（群馬県）、浜松出張所（静岡県）、岡崎出張所（愛知県）、 岐阜出張所（岐阜県）、北近畿出張所（京都府）、松山出張所（愛媛県）、 沖縄出張所（沖縄県）
工 場	つくば工場（茨城県）、水海道工場（茨城県）、兵庫工場（兵庫県）
流通センター	茨城県（1カ所）、兵庫県（1カ所）
配送センター	札幌配送センター（北海道）、福岡配送センター（福岡県）

② 子会社

名 称	所 在 地	
サイレントグリス株式会社	本 社	東京都
	営業所	大阪府
トソーサービス株式会社	本 社	東京都
	営業所	東京都、大阪府、福岡県
P.T. トソー・インダストリー・ インドネシア	本 社	インドネシア共和国
東装窓飾（上海）有限公司	本 社	中華人民共和国
トソーヨーロッパS.A.S.	本 社	フランス共和国
フジホーム株式会社	本 社	東京都
トソー流通サービス株式会社	本 社	茨城県
トソー商事株式会社	本 社	東京都

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
室内装飾関連事業	888 (246)	増減なし(7名減)
その他の事業	44 (6)	増減なし(増減なし)
合計	932 (252)	増減なし(7名減)

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員11名は含んでおりません。

2. 臨時従業員数は()内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
555 (83)	8名減(18名増)	41.3	12.3

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。嘱託社員10名は含んでおりません。

2. 臨時従業員数は()内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,640,400
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,171,403
株式会社常陽銀行	479,600
株式会社東京都民銀行	351,000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 30,000,000株

(2) 発行済株式の総数 11,897,600株
(うち自己株式1,392,143株)

(3) 当事業年度末の株主数 4,595名

(4) 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
大槻保人	1,419 ^{千株}	13.51%
トーソー取引先持株会	567	5.40
トーソー社員持株会	531	5.06
株式会社みずほ銀行	458	4.36
十和運送株式会社	354	3.37
株式会社三菱東京UFJ銀行	338	3.21
第一生命保険株式会社	222	2.11
株式会社東京都民銀行	216	2.06
株式会社常陽銀行	215	2.04
大槻秀人	205	1.95

- (注)1. 当社は、自己株式を1,392,143株保有しておりますが、上記の記載からは除外しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式(1,392,143株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大槻保人	代表取締役社長	
中村 潔	専務取締役（社長補佐、マーケティング統括、営業本部管掌）	
大槻 秀人	取締役（相談役、社長補佐）	
松尾 守	取締役	
林 淳之	取締役（経営企画室担当）	
久保田 英司	取締役（マーケティング本部長、技術本部担当）	
森 兼康博	取締役（管理本部長）	
山井 潤一	常勤監査役	
加瀬 兼司	社外監査役	長谷川香料株式会社監査役、日本テレビホールディングス株式会社監査役
久保 英幸	社外監査役	

- (注) 1. 社外監査役 加瀬兼司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外監査役 久保英幸氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外監査役 加瀬兼司氏および社外監査役 久保英幸氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員であります。
4. 当期中の取締役の異動は次の通りであります。
- 退任
 取締役 花田正孝（平成25年6月27日付）
 取締役 藤田洋一（平成25年6月27日付）

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9人	102,740千円（うち社外 一人 一千円）
監査役	3人	22,150千円（うち社外 2人 8,680千円）
合計	12人	124,890千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記支給金額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額19,500千円（取締役17,000千円、監査役2,500千円）が含まれております。
3. 上記支給額のほか平成25年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役2名に対し12,800千円支給しております。
4. 平成19年6月28日開催の第67回定時株主総会により役員報酬限度額は、取締役報酬年額250,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含みません。）、監査役報酬年額25,000千円以内となっております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

社外監査役・加瀬兼司氏の重要な兼職先である長谷川香料株式会社および日本テレビホールディングス株式会社と当社との間には、いずれも特別な関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	加瀬 兼司	取締役会13回中12回出席、監査役会17回中16回出席し、必要に応じて、公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。
監 査 役	久保 英幸	取締役会13回中13回出席、監査役会17回中17回出席し、必要に応じて、弁護士としての専門的見地から発言を行っています。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外監査役との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬 | 32,000千円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査に対する報酬等の額と「金融商品取引法」に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の子会社であるP.T. トーソー・インドネシア・インドネシア、東装窓飾（上海）有限公司およびトーソーヨーロッパS.A.S.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任する方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号)

- (1) 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する統括組織である内部統制委員会の責任者として全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- (2) 内部統制委員会は、定期的に法令等遵守状況のチェックと結果の分析を行うとともに、各部門の法令等遵守体制の徹底を行う。
- (3) 取締役会は、具体的な行動規範としての「企業倫理綱領」を制定し、取締役及び使用人はこれを遵守する。代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- (4) 監査役及び監査室は、それぞれの立場で法令等遵守体制の有効性及び適切性について監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長または取締役に報告するとともに、被監査部門長及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。また、監査室は公益通報者保護の窓口として、グループ会社を含めた全従業員よりコンプライアンス上問題のある事項について直接報告を受け、その報告内容に応じ速やかに調査を実施し、必要に応じた対処を行う。
- (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。

2. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

- (1) 代表取締役社長は、取締役の中から取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理についての統括責任者を選任する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「稟議規程」、「情報管理規程」、「文書管理規程」、「文書保存手続細則」等の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存した株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し、適切かつ確実に管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 情報資産を保護し、正確且つ安全に取扱うために定めた「情報システム基本規程」、「情報セキュリティ規程」を遵守し、情報セキュリティマネジメントを推進する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- (1) 代表取締役社長は、取締役の中から全社のリスク管理に関する統括責任者を選任し、各本部担当取締役とともに、各種のリスクを体系的に管理するために「危機管理規程」ほか関連諸規程に基づく運営を行う。

- (2) 全社的なリスクを統括的に管理する部門は総務人事部とし、各本部は関連諸規程に基づき細則やマニュアルを制定し、それぞれのリスク管理体制を確立する。
- (3) 監査室は、会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制について、定期的に、「内部監査規程」に基づく内部監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門長及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。
- (4) 情報リスクに対応するため、「情報セキュリティ規程」及び関連規程に基づき、個人情報を含む情報セキュリティ全般を情報システム室が監視・管理し、課題の改善を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- (1) 代表取締役社長は、中期経営計画及び年次計画に基づいた各本部の目標に対し、職務執行が有効かつ効率的に行われるよう監督し、必要に応じて各本部担当取締役に、取締役会及び経営戦略会議において報告させ、施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- (2) 各本部担当取締役は、経営計画に基づいて各本部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務執行体制を決定する。経営計画上の重要なテーマについては、定例取締役会のほか、各本部長を含む経営幹部が出席して開催される経営戦略会議において報告、審議を行い、効率的な業務運営を行っていく。
- (3) 取締役の職務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等の諸規程において、各責任者及びその責任の明確化、執行手続の詳細について定め、有効かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築するとともに、「職務権限基準」に基づき、迅速な意思決定の実現を図る。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- (1) 代表取締役社長は、取締役の中からコンプライアンスに関わる統括責任者を選任し、総務人事部が「企業倫理綱領」をはじめとしたコンプライアンスと内部統制に関連した規程の適切な運営のための体制構築、維持、整備にあたるものとする。
- (2) 当社及び子会社の使用人は、「企業倫理綱領」を法令及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
- (3) 当社は使用人が法令もしくは定款上疑義のある行為等を認知しそれを告発しても、当該使用人が不当に扱われない旨を規定する「内部通報取扱規程」において、本部組織から独立した監査室を通報先としてその適切な運営を図る。
- (4) 監査室は本部組織から独立した内部監査部門として定期的に使用人の職務の執行がコンプライアンスに反していないことを監査し、必要に応じてその結果を代表取締役社長、被監査部門長に報告する。
- (5) 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求には断固として拒絶する。

6. 当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- (1) 経営企画室担当取締役は「子会社の役割及び管理に関する規程」に基づき、企業集団の統括・管理を行うものとする。当社については取締役会及び経営戦略会議を通じて、子会社については経営企画室担当取締役が定期的に開催する子会社連絡協議会をはじめとした会議を通じて業務の適正性を確保し、統制の取れた円滑なグループ活動を促進し、かつ問題点の把握と改善に努めるものとする。
- (2) 当社及び子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制を整備、運用することにより、財務報告の信頼性を確保するための内部管理体制を整備する。
- (3) 子会社の業務については、当社において設定された管理管理者が子会社各社の非常勤取締役等を務め、グループ経営方針に基づいた施策と効率的な業務遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図る。各子会社の管理管理者は、必要に応じて子会社の管理の進捗状況を当社の取締役会において報告する。
- (4) 監査室は、グループ会社における法令等遵守体制やリスク管理体制の有効性及び適切性について、内部統制システムが企業集団においても適切に整備されているかに留意して定期または臨時に監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長に報告するとともに、子会社社長、管理管理者及び統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第1号及び2号)

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人の指名と補助すべき期間を指定することができる。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとし、加えてその指揮権、人事評価、人事異動等に関しては取締役からの独立性等を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- (1) 取締役及び使用人は、当社グループの業務執行または業績に関わる重要な事項について、「監査役会規程」並びに「監査役監査基準」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
- (2) 取締役及び使用人は、業務執行における法令違反や定款違反などの不正行為等の事実、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、その他コンプライアンスに関する事項（企業倫理等）を知った場合は、監査役に遅滞なく報告するものとする。

- (3) 監査役は必要に応じて、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を閲覧し、または取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。
- (4) 監査役は、監査室より内部監査の計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施を求めることができる。

9. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- (1) 代表取締役社長は、監査役が取締役会及び経営戦略会議、その他監査役が必要と認めた重要会議等に出席し、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握することを保証する。また、監査役が必要であると認めるときは、経営方針、会社に対処すべき課題その他の監査上の重要課題等について代表取締役社長は監査役との意見交換を行う。
- (2) 監査役は「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図る。
- (3) 監査役は、職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士、会計士等の専門家による外部アドバイザーを活用することができる。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めはありません。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,284,126	流動負債	7,212,075
現金及び預金	3,298,469	支払手形及び買掛金	2,681,680
受取手形及び売掛金	8,000,028	短期借入金	1,414,770
電子記録債権	807,824	一年内返済予定の長期借入金	714,123
たな卸資産	3,445,869	一年内償還予定の社債	170,000
繰延税金資産	161,300	リース債務	137,766
その他	650,176	未払金	1,284,693
貸倒引当金	△79,544	未払費用	571,094
固定資産	4,326,909	未払法人税等	154,875
有形固定資産	3,256,346	未払消費税等	44,761
建物及び構築物	866,919	資産除去債務	748
機械装置及び運搬具	598,965	繰延税金負債	346
工具器具及び備品	174,516	その他	37,215
土地	1,251,070	固定負債	3,112,511
リース資産	332,277	社債	90,000
建設仮勘定	32,597	長期借入金	2,041,880
無形固定資産	162,402	長期リース債務	204,059
投資その他の資産	908,160	役員退職慰労引当金	234,245
投資有価証券	486,800	退職給付に係る負債	296,398
長期貸付金	1,001	資産除去債務	116,554
破産更生債権等	243,094	その他	129,373
繰延税金資産	71,795	負債合計	10,324,587
その他	349,363	(純資産の部)	
貸倒引当金	△243,894	株主資本	9,718,413
資産合計	20,611,036	資本金	1,170,000
		資本剰余金	1,391,120
		利益剰余金	7,556,124
		自己株式	△398,831
		その他の包括利益累計額	534,823
		その他有価証券評価差額金	128,123
		繰延ヘッジ損益	274,062
		為替換算調整勘定	△4,785
		退職給付に係る調整累計額	137,422
		少数株主持分	33,211
		純資産合計	10,286,448
		負債及び純資産合計	20,611,036

連結損益計算書

(自 平成25年 4月1日)
(至 平成26年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		23,925,052
売 上 原 価		13,988,563
売 上 総 利 益		9,936,488
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,903,748
営 業 利 益		1,032,739
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,196	
受 取 配 当 金	9,784	
為 替 差 益	24,382	
仕 入 割 引	7,944	
書 籍 販 売 収 入	8,396	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	19,112	
そ の 他	16,529	90,346
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	66,971	
売 上 割 引	12,139	
書 籍 販 売 原 価	24,332	
そ の 他	9,197	112,640
経 常 利 益		1,010,446
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	486	486
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	125	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	233,098	
希 望 退 職 特 別 加 算 金	293,872	
固 定 資 産 除 却 損	1,886	
減 損 損 失	5,472	534,455
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		476,477
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	354,341	
法 人 税 等 調 整 額	△77,279	277,061
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		199,416
少 数 株 主 利 益		118
当 期 純 利 益		199,297

連結株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年4月1日残高	1,170,000	1,370,402	7,460,860	△428,022	9,573,240
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減					
会計処理の変更を反映した当期首残高					
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△104,033		△104,033
当期純利益			199,297		199,297
自己株式の取得				△116	△116
自己株式の処分		20,718		29,306	50,024
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	20,718	95,264	29,190	145,172
平成26年3月31日残高	1,170,000	1,391,120	7,556,124	△398,831	9,718,413

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成25年4月1日残高	113,124	218,458	△141,783	－	189,798	30,265	9,793,305
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減				△55,731	△55,731	△1,639	△57,370
会計処理の変更を反映した当期首残高	113,124	218,458	△141,783	△55,731	134,067	28,626	9,735,934
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△104,033
当期純利益							199,297
自己株式の取得							△116
自己株式の処分							50,024
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	14,999	55,604	136,998	193,153	400,755	4,585	405,340
連結会計年度中の変動額合計	14,999	55,604	136,998	193,153	400,755	4,585	550,513
平成26年3月31日残高	128,123	274,062	△4,785	137,422	534,823	33,211	10,286,448

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社……………8社

会社名……………サイレントグリス株式会社、トーソーサービス株式会社、P.T. トーソー・インダストリー・インドネシア、東装窓飾（上海）有限公司、トーソーヨーロッパS.A.S.、フジホーム株式会社、トーソー流通サービス株式会社、トーソー商事株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、P.T. トーソー・インダストリー・インドネシアおよび東装窓飾（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ同決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、上記以外の連結子会社の決算日は、連結計算書類作成会社と同一であります。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デリバティブ……………原則として時価法

③たな卸資産

(イ)商品、製品、仕掛品

・当社および連結子会社……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(ロ)原材料

・当社および連結子会社……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(ハ)貯蔵品……………主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社は、定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	3年～50年
機械装置及び運搬具	2年～12年
工具器具及び備品	2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額（取得価額の5%）まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

在外連結子会社は、所在地国の会計基準に従い、建物については見積耐用年数に基づく定額法、その他の有形固定資産（リース資産を含む）については主として見積耐用年数に基づく定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	20年～25年
機械装置及び運搬具	3年～10年
工具器具及び備品	3年～8年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社および国内連結子会社は、売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社の一部は、貸倒見積額を計上することとしております。

②役員退職慰労引当金

当社および国内連結子会社の一部は、役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

(イ)ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

(ロ)ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段：為替予約

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引

b. ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

(ハ)ヘッジ方針

「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。

また、借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。

従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

(ニ)ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績および予算等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストで確認するとともに、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

②退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準によっております。

③消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度末より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を適用しております（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）。これにより、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

また、一部の在外子会社においては、IAS第19号「従業員給付」（平成23年6月16日改訂）が、平成25年1月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度より、当該会計基準を適用し、数理計算上の差異等の認識方法の変更を行っております。当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

これらの結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が296,398千円計上されております。また、その他の包括利益累計額は、在外子会社の会計方針の変更の累積的影響額による連結株主資本等変動計算書のその他の包括利益累計額の遡及適用後の期首残高の減少55,731千円を含み、137,422千円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで、投資その他の資産「その他」に含めて表示しておりました「破産更生債権等」（前連結会計年度111千円）は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より「破産更生債権等」（当連結会計年度243,094千円）として区分掲記しました。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「スクラップ売却益」（前連結会計年度15,466千円）は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より「スク

ラップ売却益」(当連結会計年度19,112千円)として区分掲記しました。

(追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.6%から35.2%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は16,649千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,355千円、繰延ヘッジ損益は6,560千円、法人税等調整額は24,565千円、それぞれ増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 11,659,527千円 |
| 2. 有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益の圧縮記帳額
建物 | 13,762千円 |
| 3. 担保提供資産 | |
| 担保資産の内容およびその金額 | |
| 建物及び構築物 | 131,399千円 |
| 機械装置及び運搬具 | 3,415千円 |
| 工具器具及び備品 | 0千円 |
| 土地 | 1,002,624千円 |
| 投資有価証券 | 172,563千円 |
| 担保に係る債務の金額 | |
| 短期借入金 | 1,122,030千円 |
| 一年内返済予定の長期借入金 | 713,723千円 |
| 長期借入金 | 2,042,280千円 |
| 4. 手形裏書残高 | 87,775千円 |
| 5. 偶発債務 | |

(厚生年金基金の特例解散について)

当社及び一部の連結子会社が加入する「東京都家具厚生年金基金」は、年金受給者の増加により基金財政が悪化し、今後の基金の円滑な運営は困難な状況であるとの判断をしたため、平成25年9月10日開催の代議員会において特例解散の方針を決議しております。

これにより、同基金の解散に伴い当社及び一部の連結子会社が負担する損失の発生が見込まれますが、現時点では不確定要素が多く、合理的な金額を見積ることができません。

(連結損益計算書に関する注記)

固定資産に係る重要な減損損失

連結子会社であるサイレントグリス株式会社および東装窓飾(上海)有限公司の事業用固定資産の収益性が低下したことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は生味売却価額によっておりますが、実質的な処分価値を踏まえ、0円と評価しております。

なお、当該減損損失の計上額は、当連結会計年度において5,472千円であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数並びに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	11,897	—	—	11,897
自己株式				
普通株式	1,494	0	102	1,392

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

2. 自己株式の数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の処分102千株による減少分であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額	1株当 たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	52,016千円	5円	平成25年3月31日	平成25年6月28日
平成25年11月13日 取締役会	普通株式	52,016千円	5円	平成25年9月30日	平成25年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額	1株当 たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	52,527千円	5円	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等に限定し、また、資金調達については、銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、外貨建取引における為替変動のリスクを回避するため、また、借入金にかかる金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスクの管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金および電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、当社グループの「与信管理実施細則」に基づき、取引先毎の期日管理および残高管理を行うとともに信用状況を把握する体制をとっております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、当社グループの社員向けに貸し付けを行っており給与天引等の回収管理を行っているため、信用リスクは、極めて低いと考えております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。またその一部には、外貨建仕入から発生したものが含まれており、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金による資金調達に関して、運転資金につきましては、返済期限が1年以内の短期借入金により、調達することを基本としております。また、生産設備等への設備投資資金につきましては、長期借入金およびファイナンス・リース取引により、調達することを基本としております。長期借入金の一部は、変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。また、社債による資金調達に関しては、市場金利が低水準であるうちに運転資金として長期資金を調達することで、金利変動リスクを回避し、手元資金に余裕を持たせることを目的としております。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、契約時に支払額が確定しており、金利変動リスクはありません。

法人税、住民税（都道府県民税および市町村民税をいう。）および事業税の未払額である未払法人税等と未払消費税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

未払金につきましては、その多くが営業経費であり、5ヶ月以内に支払期限が到来するものであります。

デリバティブ取引につきましては、「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。また、借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,298,469	3,298,469	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,000,028	8,000,028	—
(3) 電子記録債権	807,824	807,824	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	465,631	465,631	—
(5) 長期貸付金	1,001	996	△4
(6) 破産更生債権等 貸倒引当金（※1）	243,094 △243,094		
	0	0	—
資産計	12,572,955	12,572,951	△4
(1) 支払手形及び買掛金	2,681,680	2,681,680	—
(2) 短期借入金	1,414,770	1,414,770	—
(3) 未払金	1,284,693	1,284,693	—
(4) 未払法人税等	154,875	154,875	—
(5) 未払消費税等	44,761	44,761	—
(6) 社債	260,000	258,176	1,823
(7) 長期借入金	2,756,003	2,774,160	△18,157
(8) 長期リース債務	341,825	334,153	7,671
負債計	8,938,610	8,947,273	△8,662
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	422,936	422,936	—
デリバティブ取引計	422,936	422,936	—

（※1） 破産更生債権等に対する個別貸倒引当金を控除しております。

（※2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

（※3） (6) 社債には、性質、時価算定方法が同様であるため、1年内償還予定の社債を含めております。

（※4） (7) 長期借入金には、性質、時価算定方法が同様であるため、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※5） (8) 長期リース債務には、性質、時価算定方法が同様であるため、1年内支払予定のリース債務を含めております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金ならびに(3) 電子記録債権

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、回収可能性を反映した元利息の受取見込額を残存期間に対応する安全性の高い利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、これらの一部には、外貨建仕入から発生するものがあり、為替予約等の振当処理の対象とされているため（下記デリバティブ取引参照）、取引金融機関から提示された価格等によって時価を算定しております。

(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等ならびに(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

社債の時価は、元利息の合計額を当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利息の合計額を、当該長期借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、金利スワップとして特例処理の対象とされており（下記デリバティブ取引参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利息の合計額を、当該長期借入金の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) 長期リース債務

長期リース債務の時価は、元利息の合計額を当該長期リース債務の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計の方法毎の連結決算日における契約額または、契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

(1) 通貨関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価(*)	当該時価の算定方法
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	3,656,310	2,207,760	427,059	取引金融機関から提示された価格等によっている。

(*) 振当処理済みの為替予約等については、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているためその時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております(上記(1)支払手形及び買掛金参照)。

(2) 金利関連

(単位：千円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	うち1年超	時価	当該時価の算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定 受取変動	長期借入金	1,734,003	1,193,880	(*)	—

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(7)長期借入金参照)。

(注) 2. 時価のないものは、非上場株式(連結貸借対照表計上価額21,169千円)であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 975円99銭
- 1株当たり当期純利益 19円10銭
- 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付に関する会計基準等を適用しております。

この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が13円08銭増加しております。

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 油 谷 成 恒 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 野 良 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーソー株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーソー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,932,606	流動負債	7,014,863
現金及び預金	2,746,434	買掛金	2,565,785
受取手形	2,139,755	短期借入金	1,120,000
電子記録債権	805,398	一年内返済予定の長期借入金	714,123
売掛金	5,511,723	一年内償還予定の社債	170,000
製品	1,156,965	リース債務	136,812
仕掛品	166,099	未払金	1,207,517
原材料及び貯蔵品	1,687,027	未払費用	517,666
前払費用	85,253	未払法人税等	73,243
繰延税金資産	123,966	未払消費税等	30,053
デリバティブ債権	425,087	関係会社預り金	448,044
その他	168,944	資産除去債務	748
貸倒引当金	△84,048	デリバティブ債務	2,150
固定資産	4,888,853	その他	28,716
有形固定資産	2,890,914	固定負債	3,128,016
建物	680,133	社債	90,000
構築物	40,617	長期借入金	2,041,880
機械及び装置	425,756	長期リース債務	201,047
車両及び運搬具	12,150	退職給付引当金	318,458
工具器具及び備品	158,568	役員退職慰労引当金	230,492
土地	1,229,138	資産除去債務	116,554
リース資産	328,361	その他	129,583
建設仮勘定	16,187	負債合計	10,142,879
無形固定資産	159,761	(純資産の部)	
特許権	23,872	株主資本	9,276,394
ソフトウェア	49,767	資本金	1,170,000
リース資産	6,996	資本剰余金	1,391,120
ソフトウェア仮勘定	51,000	資本準備金	1,344,858
その他	28,125	その他資本剰余金	46,261
投資その他の資産	1,838,178	利益剰余金	7,114,106
投資有価証券	486,800	利益準備金	292,500
関係会社株式	918,007	その他利益剰余金	6,821,606
関係会社出資金	34,759	買換資産圧縮積立金	59,842
繰延税金資産	111,058	固定資産圧縮積立金	69,929
破産更生債権等	241,722	別途積立金	4,500,000
差入保証金	252,507	繰越利益剰余金	2,191,834
その他	35,846	自己株式	△398,831
貸倒引当金	△242,522	評価・換算差額等	402,186
資産合計	19,821,460	その他有価証券評価差額金	128,123
		繰延ヘッジ損益	274,062
		純資産合計	9,678,581
		負債及び純資産合計	19,821,460

損 益 計 算 書

(自 平成25年 4月 1日)
(至 平成26年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,647,703
売 上 原 価		13,653,682
売 上 総 利 益		8,994,021
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,088,354
営 業 利 益		905,666
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	23,769	
為 替 差 益	21,013	
仕 入 割 引	7,889	
書 籍 販 売 収 入	8,396	
そ の 他	26,876	87,945
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	61,596	
社 債 利 息	6,634	
売 上 割 引	11,942	
書 籍 販 売 原 価	24,332	
そ の 他	7,481	111,986
経 常 利 益		881,625
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,886	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	29,152	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	233,098	
希 望 退 職 特 別 加 算 金	293,872	558,009
税 引 前 当 期 純 利 益		323,616
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	252,000	
法 人 税 等 調 整 額	△44,046	207,953
当 期 純 利 益		115,662

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日
至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本計 合
	資本金	資本剰余金 準備金	その他資本 剰余金	利益剰余金 準備金	その他利益 剰余金(注)			
平成25年4月1日残高	1,170,000	1,344,858	25,543	292,500	6,809,977	△428,022	9,214,857	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△104,033		△104,033	
当期純利益					115,662		115,662	
自己株式の取得						△116	△116	
自己株式の処分			20,718			29,306	50,024	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	20,718	—	11,629	29,190	61,537	
平成26年3月31日残高	1,170,000	1,344,858	46,261	292,500	6,821,606	△398,831	9,276,394	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 計	
平成25年4月1日残高	113,124	218,458	331,582	9,546,439
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△104,033
当期純利益				115,662
自己株式の取得				△116
自己株式の処分				50,024
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	14,999	55,604	70,604	70,604
事業年度中の変動額合計	14,999	55,604	70,604	132,141
平成26年3月31日残高	128,123	274,062	402,186	9,678,581

(注) その他利益剰余金の内訳

	買換資産 圧縮積立金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合 計
平成25年4月1日残高	64,154	70,783	4,500,000	2,175,039	6,809,977
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△104,033	△104,033
当期純利益				115,662	115,662
買換資産圧縮 積立金の取崩	△4,311			4,311	—
固定資産圧縮 積立金の取崩		△854		854	—
事業年度中の変動額合計	△4,311	△854	—	16,795	11,629
平成26年3月31日残高	59,842	69,929	4,500,000	2,191,834	6,821,606

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

①関係会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

・時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………原則として時価法

(3) たな卸資産

①製品、原材料、仕掛品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

②貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 2年～12年

工具器具及び備品 2年～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額（取得価額の5%）まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する方法によっております。

(4) 長期前払費用……………均等償却

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理することとしております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a. ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務および外貨建予定取引
- b. ヘッジ手段……………金利スワップ
ヘッジ対象……………借入金

③ヘッジ方針

「デリバティブ取引取扱細則」に基づき、外貨建取引における為替相場の変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で将来発生する外貨建資金需要を踏まえ、必要な範囲内で為替予約を行っております。

また、借入金にかかる金利変動リスクをヘッジするため、通常業務を遂行する上で必要となる資金需要を踏まえ、必要な範囲内で金利スワップを行っております。

従って投機的な取引は一切行わない方針であります。

④ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致していることを事前テストで確認し、また、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

なお、外貨建予定取引については、過去の取引実績および予算等を総合的に勘案し、取引の実行可能性が極めて高いことを事前テストで確認するとともに、四半期毎にその有効性が継続していることを事後テストで確認しております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たすため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理と異なっております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	563,391千円
2. 関係会社に対する金銭債務	
短期金銭債務	812,413千円
長期金銭債務	210千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	10,584,597千円
4. 有形固定資産の取得価額から控除されている保険差益の圧縮記帳額	
建物	13,762千円
5. 担保提供資産	
担保資産の内容およびその金額	
建物	125,253千円
構築物	6,146千円
機械及び装置	3,415千円
工具器具及び備品	0千円
土地	1,002,624千円
投資有価証券	172,563千円
担保に係る債務の金額	
短期借入金	827,259千円
一年内返済予定の長期借入金	713,723千円
長期借入金	2,042,280千円
保証債務	302,363千円

上記の投資有価証券172,563千円のうち、28,560千円については、関係会社の平成26年3月31日現在の借入金残高102,920千円の担保に供しております。

6. 保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

P.T. トーソー・インダストリー・インドネシア	205,840千円
東装窓飾（上海）有限公司	25,718千円
トーソーヨーロッパS. A. S.	70,805千円

7. 手形裏書残高

87,775千円

8. 偶発債務

(厚生年金基金の特例解散について)

当社が加入する「東京都家具厚生年金基金」は、年金受給者の増加により基金財政が悪化し、今後の基金の円滑な運営は困難な状況であるとの判断をしたため、平成25年9月10日開催の代議員会において特例解散の方針を決議しております。

これにより、同基金の解散に伴い当社が負担する損失の発生が見込まれますが、現時点では不確定要素が多く、合理的な金額を見積ることができません。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業取引による取引高の総額

売上高	844,355千円
仕入高	2,501,341千円
販売費及び一般管理費	1,876,611千円
営業取引以外の取引による取引高の総額	15,106千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	1,494	0	102	1,392

(注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

2. 自己株式の数の減少は、取締役会の決議に基づく自己株式の処分102千株による減少分であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	169,809千円
未払賞与	126,953千円
退職給付引当金	112,097千円
貸倒引当金繰入超過額	93,877千円
減損損失	87,309千円
役員退職慰労引当金	81,133千円
たな卸資産評価損	66,680千円
資産除去債務	41,290千円
関係会社株式・出資金評価損	35,175千円
未払社会保険料	18,479千円
未払事業税	6,712千円
繰延ヘッジ損益	757千円
その他	27,102千円
小計	867,377千円
評価性引当額	△390,031千円
繰延税金資産合計	477,346千円

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益	149,630千円
固定資産圧縮積立額	38,001千円
買替資産圧縮積立額	32,507千円
その他有価証券差額金	19,882千円
資産除去債務	2,299千円
繰延税金負債合計	242,321千円
繰延税金資産(負債)の純額	235,024千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	37.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.0%
住民税均等割等	10.7%
評価性引当額の増加	2.0%
税率変更による影響	9.7%
その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	64.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.6%から35.2%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は15,196千円減少し、その他有価証券評価差額金は1,355千円、繰延ヘッジ損益は6,560千円、法人税等調整額は23,112千円、それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円) (注)4	科目	期末 残高 (千円)
子会社	トーソーサービス株式会社	東京都中央区	50,000	室内装飾関連事業	(所有)直接100.00	当社製品の販売 施工取付の委託 役員の兼任 資金の預り 設備の提供	カーテンレール・ブラインド等の販売(注)1	670,072	売掛金	355,741
	P.T.トーソー・インダストリー・インドネシア	インドネシア共和国	2,800千米ドル	室内装飾関連事業	(所有)直接97.14	部品・製品の購入 部品の有償 支給 役員の兼任 債務保証の受諾	債務保証(注)2 保証料の受取(注)2	205,840 2,029	— —	— —
	トーソー流通サービス株式会社	茨城県つくばみらい市	50,000	その他の事業	(所有)直接100.00	倉庫業、荷造梱包業、荷造梱包運送取扱事業 役員の兼任 資金の預り 設備の提供	当社製品の在庫管理、荷造梱包および出荷作業の委託 CMS預入(注)3 CMS払出(注)3	1,856,245 555,942 320,765	未払金 関係会社預り金	220,137 235,177

- (注) 1. トーソーサービス株式会社とのカーテンレール・ブラインド等の販売取引については、原則として市場価格、取引先の総原価および当社の希望価格に基づいて交渉の上、決定しております。
2. P.T.トーソー・インダストリー・インドネシアに対する債務保証については、金融機関からの借入金に対し債務保証を行ったものであり、年率0.6%の保証料を受領しております。なお、取引金額は、平成26年3月31日の保証残高であります。
3. グループ内資金の円滑運用のためにCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。なお、約定利息については市場金利を勘定した上で合理的に決定しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 921円29銭
2. 1株当たり当期純利益 11円08銭

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 油 谷 成 恒 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 良 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーソー株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月9日

トソー株式会社 監査役会

常勤監査役	山 井 潤 一 ㊟
社外監査役	加 瀬 兼 司 ㊟
社外監査役	久 保 英 幸 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけており、効率的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績および今後の設備投資等を勘案した利益配分を行いたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき5円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき10円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額52,527,285円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成26年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第22条（任期）につき所要の変更を行うとともに、平成25年6月27日開催の第73回定時株主総会において選任された取締役の任期については、従前の規定が適用されることを明確にするため附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>附則</p> <p><u>第22条の規定にかかわらず、平成25年6月27日開催の第73回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成27年開催の定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、当該期間経過後、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役大槻秀人氏は、本定時株主総会終結の時をもって退任いたしますので、経営体制の一層の強化・充実を図るため1名を増員することとし、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	※ 前川圭二 (昭和33年7月2日生)	昭和58年4月 当社入社 平成16年4月 当社製造副本部長 平成21年4月 当社経営企画室長 平成23年4月 当社経理部長 平成25年6月 当社執行役員経理部長 (現任)	8,450株
2	※ 結東ただし (昭和35年6月14日生)	昭和58年4月 当社入社 平成19年4月 当社九州ブロック長 平成23年4月 当社大販営業部長 平成24年4月 当社営業副本部長 平成25年4月 当社営業本部長 平成25年6月 当社執行役員営業本部長 (現任)	1,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

2. ※は、新任候補者であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって退任されます取締役大槻秀人氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
大槻 秀人	昭和39年11月 当社取締役 昭和52年6月 当社常務取締役 昭和57年6月 当社専務取締役 平成元年6月 当社代表取締役専務取締役 平成5年4月 当社代表取締役副社長 平成15年4月 当社代表取締役専務取締役 平成19年6月 当社取締役相談役(現任)

以上

第74回定時株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル メインタワー22階
「サファイア22」

電話：03-3440-1111（代表）



交通：JR線・京浜急行線 品川駅（高輪口）より徒歩約3分
※ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。